

岩手県告示第260号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1～5 [略]	1～5 [略]
6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、 <u>令和2年8月1日以降に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）</u>	6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）
7 上空に電線類が設置されていない道路において、 <u>令和2年8月1日以降に占用の許可を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件</u>	7 上空に電線類が設置されていない道路において、占用の許可を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件
8 占用の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいい、 <u>令和2年8月1日以降に占用の許可を受けて設置するものに限る。）及び当該柱状型機器の支持柱（景観に配慮したものに限る。）</u>	8 占用の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいいう。）の支持柱（景観に配慮したものに限る。）
9 [略]	9 [略]
10 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が <u>令和2年8月1日以降に占用の許可を受けて当該道路の地下に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホール</u>	10 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が占用の許可を受けて当該道路の地下に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホール
11 飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める措置が講じられているもの（市町村その他知事が別に定める団体が新型コロナウイルス感染症（ <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受けて設置されるものに限る。）</u>	11 飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める措置が講じられているもの（市町村その他知事が別に定める団体が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受けて設置されるものに限る。）
12 [略]	12 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	